

外形標準課税

税制と企業行動(減資)について

税制と企業行動に関する調査分析

- 資本金9,000万円超～1億円以下の階層の、企業が多くなっている。
- 資本金を減資した又は増資を見送ったことがあると回答した企業は約3割存在するが、その理由の一つとして「法人税法・租税特別措置法の中小法人に該当させるため」を挙げた企業は半数程度存在する。

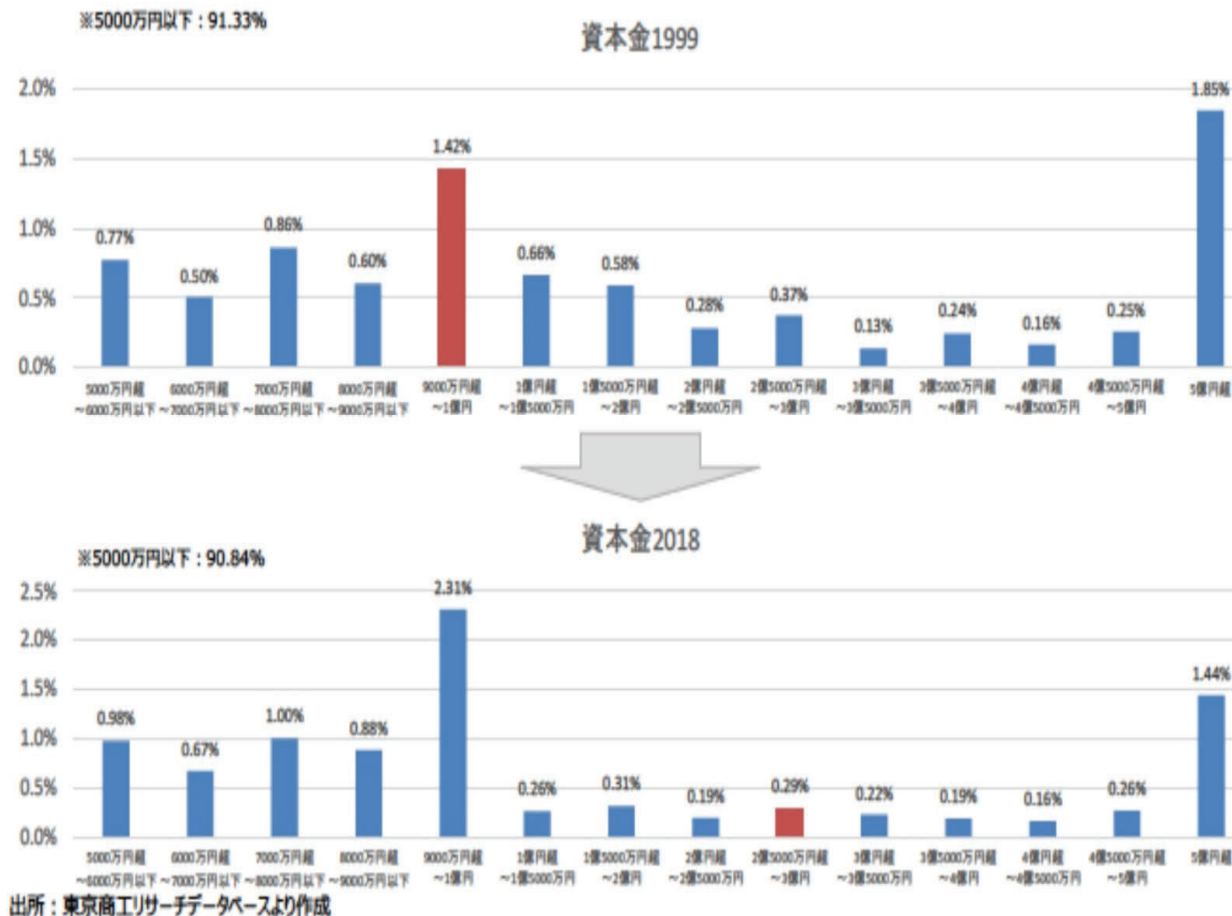
2.2 中小企業の基準が成長の阻害要因となっていないか

(1) 資本金と従業員数におけるバンチング状況

中小企業基本法における中小企業の基準が改正される前(1999年)と改正後(2018年)の企業データを比較し、資本金の分布について確認したところ、資本金では相対的に改正後の閾値において、各業種とも小さなバンチングがみられることがわかった。一方で、どの業種でも従業員規模において大きなバンチングは確認されなかった。

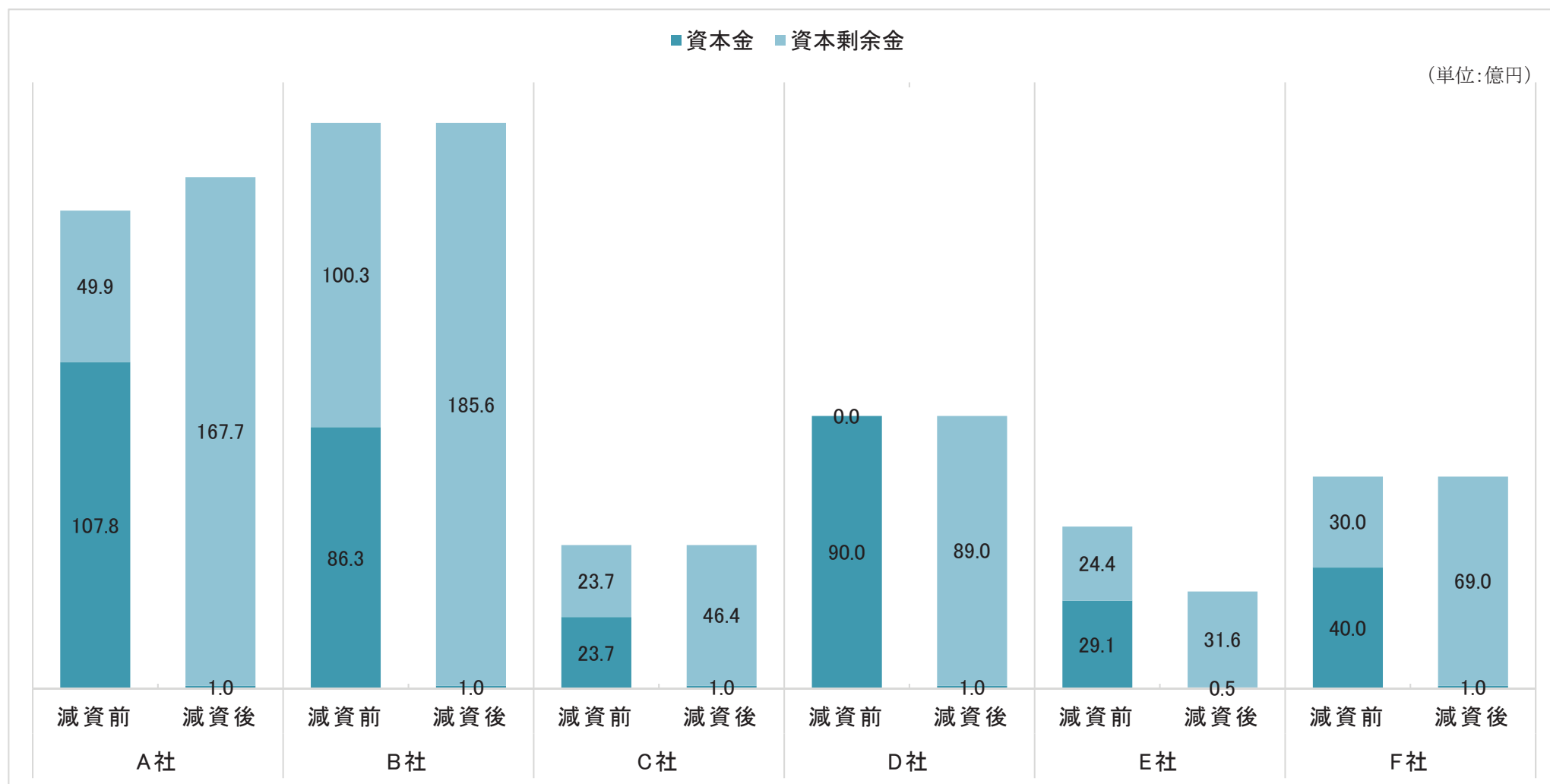
また、本事業で行ったアンケート調査において、「企業戦略として、資本金の減資又は定額以上への資本金の減資又は定額以上への資本金の増資を見送る判断を行ったことはあるか」と質問したところ、「資本金を減資もしくは増資を見送ったことがある」が29.4%となった。さらに、資本金を減資した又は資本金の増資を見送った理由について、「法人税法・租税特別措置法の中小法人に該当させるため」が48.6%、「中小企業基本法の中小企業に該当させるため」が32.3%となった。

<1999年と2018年での資本金規模別分布【製造業】>



減資前後で資本金・資本剰余金の合計額の変化が小さい例

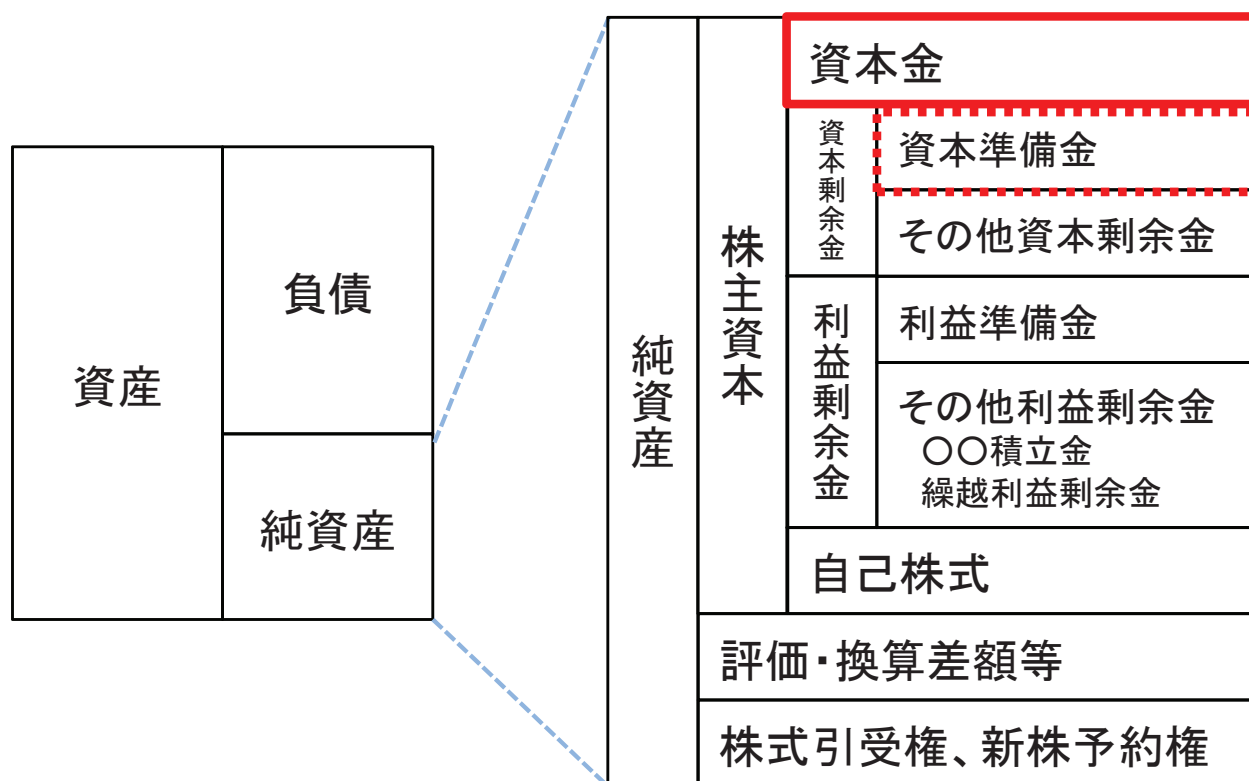
- 下図は、令和元年から令和3年の間に資本金1億円以下に減資した企業で、減資前後における資本金・資本剰余金の合計額の変化が小さい事例の一部である。
- 減資により資本金を1億円以下に減らしているものの、その大部分を資本剰余金に組み換えていることが分かる。



(出典) 各社ホームページ、有価証券報告書等を基に作成。

- 資本金は、設立又は株式発行に際して、株主が会社に対して払込み又は給付をした財産の額（会社法第445条第1項）。
- また、そのうちの2分の1を超えない額は、資本金としないことが認められ（同条第2項）、その場合には、資本準備金としなければならない（同条第3項）。
- なお、これらは、貸借対照表において、純資産の部の中の株主資本を構成（会社計算規則第76条第2項、第4項）。

【株式会社の貸借対照表における資本金】



(参考:税法上)

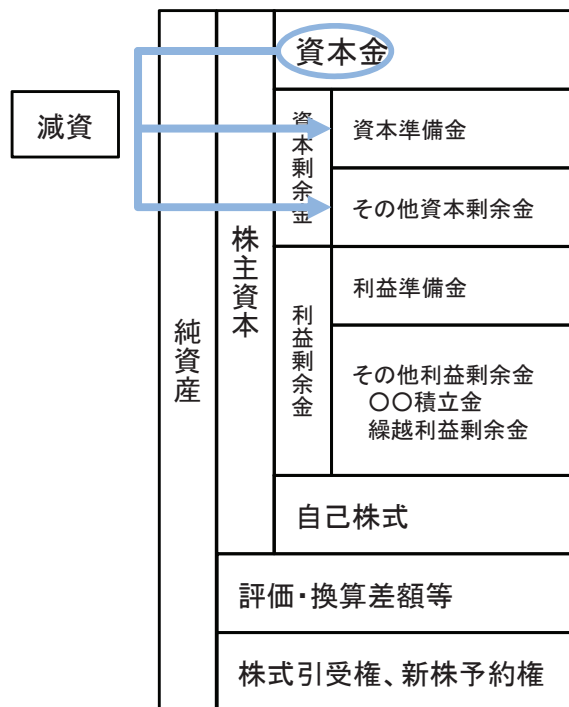
資本金等の額	資本金の額
	資本金の額以外
利益積立金額	

(注) 資本金の額は、株主総会特別決議等の手続きを経ることにより、減少させることができる。

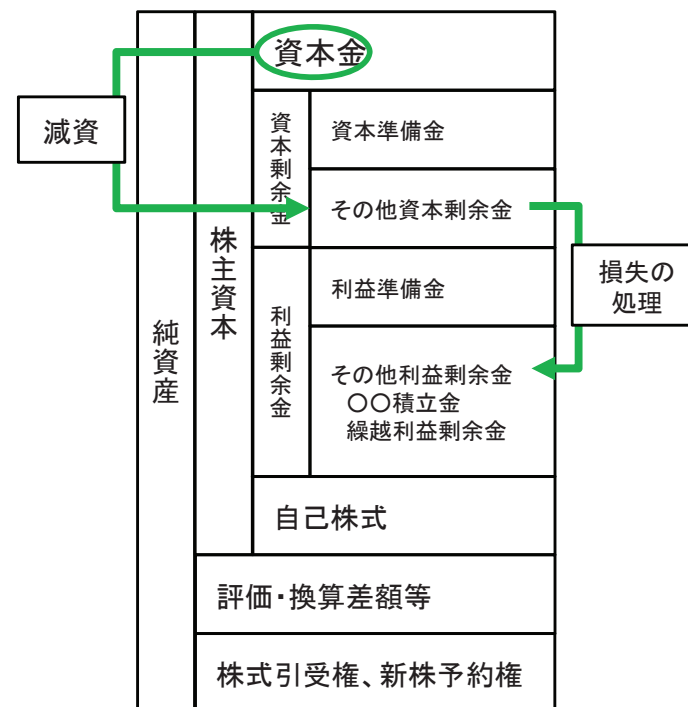
- 減資の主なパターンとして、①項目変更、②損失の処理、③株主への払戻しがある。

【株式会社の貸借対照表における減資とその後】

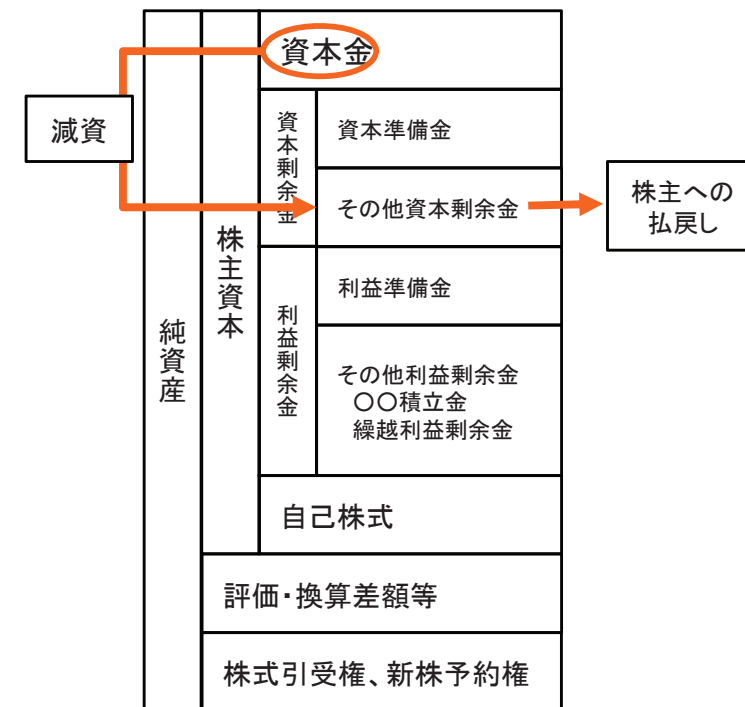
① 項目変更



② 損失の処理



③ 株主への払戻し



法人規模を表す指標について

地方団体ヒアリングにおける意見(抜粋)

- 第2回検討会（令和4年9月16日開催）の地方団体ヒアリングにおける、東京都及び兵庫県からの、外形標準課税の適用基準に関する意見は以下の通り。

東京都意見

- 外形標準課税の適用基準については、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、法人の規模及び活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせることなどを検討すべき。
- 外形標準課税の適用基準を検討する場合は、複雑な計算を要する基準とすると納税者や課税庁の事務負担に繋がる懸念があるため、実務面への影響について配慮いただきたい。

兵庫県意見

- 項目変更による減資への対応
 - ・ 外形標準課税対象法人の判定に当たり、単に資本金を資本剰余金に振り替えただけの法人に対する対応としては、資本金1億円という基準だけでは対応できない状況となっていると考えられる。一方で、資本金の額は一定程度社会的に定着しているとも考えられ、対象を大きく見直すことは現実的でなく、制度の連続性や安定性、基準としての明確性も踏まえる必要がある。
 - ・ そのように考えれば、現行の資本金1億円の基準をベースとしつつ、資本金以外の基準を付け加えるということもあり得るのではないか。

法人規模の指標①

○ 法人の規模を表すと考えられ得る指標としては、以下のようなものがある。

	指標の特徴	参考
資本金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立又は株式の発行に際して、株主が会社に対して払込み又は給付した財産の額 ・ 登記の必須事項の1つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税で大法人・中小法人を区分するための原則的な基準 ・ 法人事業税における外形標準課税の適用基準 等
資本金等の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税法上での株主の払込資本に対応する概念。 ・ 資本金から資本剰余金への項目変更を行った場合にも数値が変動しない。 ・ 自己株式の取得によって金額が減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人住民税均等割の指標、法人事業税資本割の課税標準 等
資本金＋資本準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計上での株主の払込資本に対応する概念であり、資本金よりは広い。 ・ 資本金から資本準備金への項目変更を行った場合にも数値は変動しない。 ・ 資本金又は資本準備金からその他資本剰余金に振り替えた場合への対応ができない。 ・ 貸借対照表の記載事項 	
資本金＋資本剰余金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計上での株主の払込資本に対応する概念であり、資本金＋資本準備金より広い。 ・ 資本金から資本剰余金への項目変更を行った場合にも数値は変動しない。 ・ 自己株式の取得では数値は変動しない。 ・ 貸借対照表の記載事項 	
純資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主の払込資本と内部留保の積重ねに対応する概念であり、利益剰余金を含む。 ・ 所得や配当・自己株式取得等により金額が変動する。 ・ 貸借対照表の記載事項 	
総資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業規模の程度を表すが、負債比率が高い企業では金額が大きくなる。 ・ 負債が大きくなりやすい業種や多額の負債を抱えた企業等は大きくなり得る。 ・ 貸借対照表の記載事項 	
所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人課税で課税標準等として用いてきたもので、担税力の程度を表す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人課税の課税標準 等

法人規模の指標②

	指標の特徴	参考
売上高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・製品の販売又は役務の給付による収益 ・ 損益通算書の記載事項 	
付加価値額 (法人事業税)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益配分額(報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料)に単年度損益を加えたもの ・ 法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示す ・ 各生産手段の選択に対して中立的 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業税付加価値割の課税標準
従業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産要素の一つ(役員を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人住民税均等割の指標 等
常時使用する従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産要素の一つ(役員を含まない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置の適用基準 等

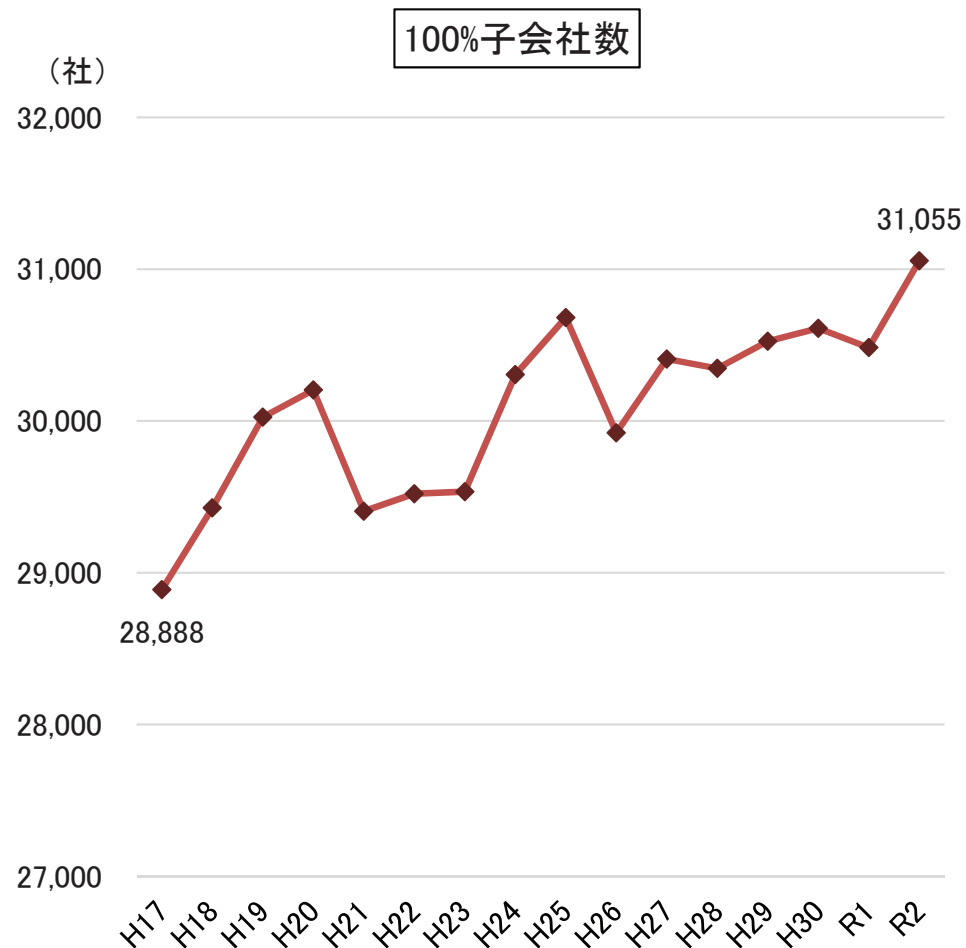
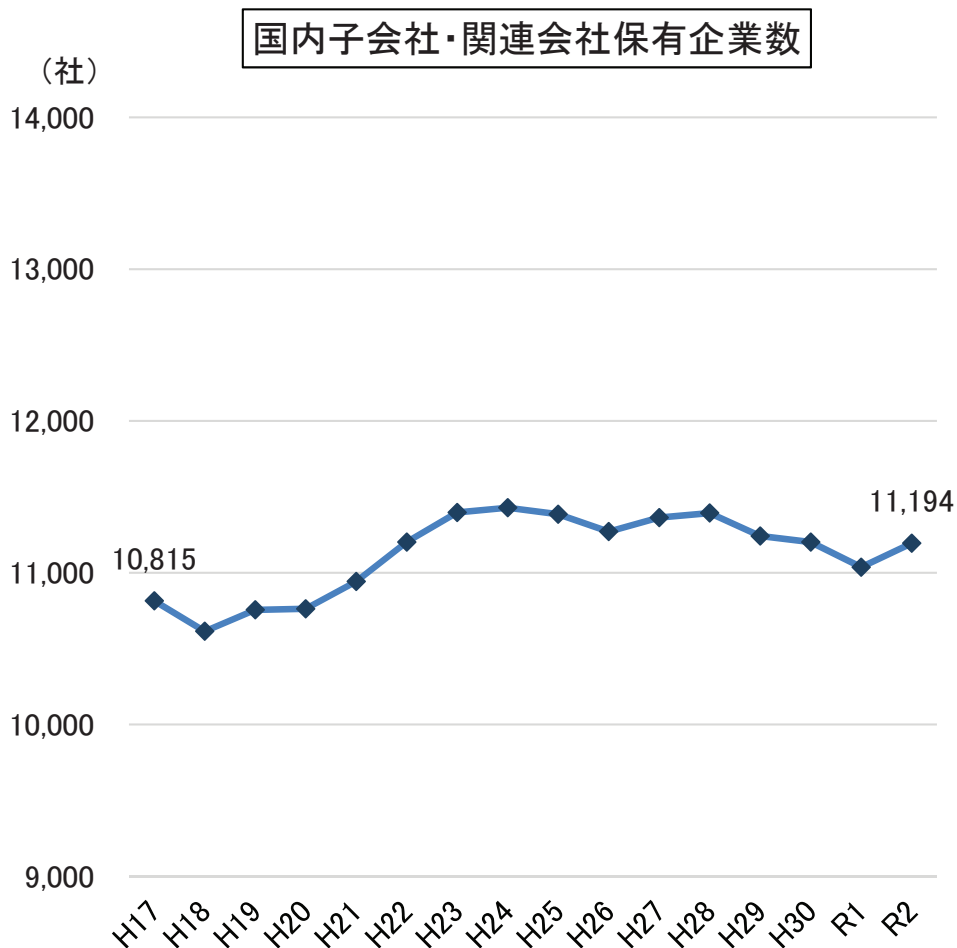
分社化・ホールディングス化について

国内子会社・関連会社保有企業数及び国内の100%子会社数の推移

令和4年8月2日
第1回検討会資料

- 国内に子会社・関連会社を保有する企業数は、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移。
- 一方、国内の100%子会社数は、増加傾向。

(注)「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)を含む。ただし50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。「関連会社」とは、ある会社が20%以上～50%以下の議決権を所有する当該会社をいう。



※ 全国の従業員50人以上、資本金3000万円以上の企業。

※ 企業活動基本調査は全数調査であり、2021年調査の調査対象数は36,294社、回収率86.0%。

(出典)経済産業省・企業活動基本調査を基に作成

100%子会社の特徴

- 会社法では、いわゆる100%子会社(=発行済株式のすべてを親会社に保有されている法人)を「完全子会社等」と定義。
- 完全子会社等は、親法人から同意の意思表示があれば、株主総会の決議や株主総会への報告の省略等が可能。これにより、企業グループとしての迅速な意思決定が可能。
- 法人税法では、100%グループ内の法人間の関係を「完全支配関係」と定義。
- 完全支配関係のある法人に対しては、グループ内で一体的運営が行なわれていることを踏まえ、単体法人とは異なる税制(グループ法人税制)が適用される。

<会社法>

(株主総会の決議の省略)

第三百十九条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2~4 略

5 第一項の規定により定時株主総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時株主総会が終結したものとみなす。

(株主総会への報告の省略)

第三百二十条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え)

第四百四十七条の三 略

2 前項に規定する「完全親会社等」とは、次に掲げる株式会社をいう。

一 略

二 株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等(株式会社がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。以下この条及び第四百四十九条第三項において同じ。)又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合における当該他の株式会社(完全親会社を除く。)

3~10 略

<法人税法>

(定義)

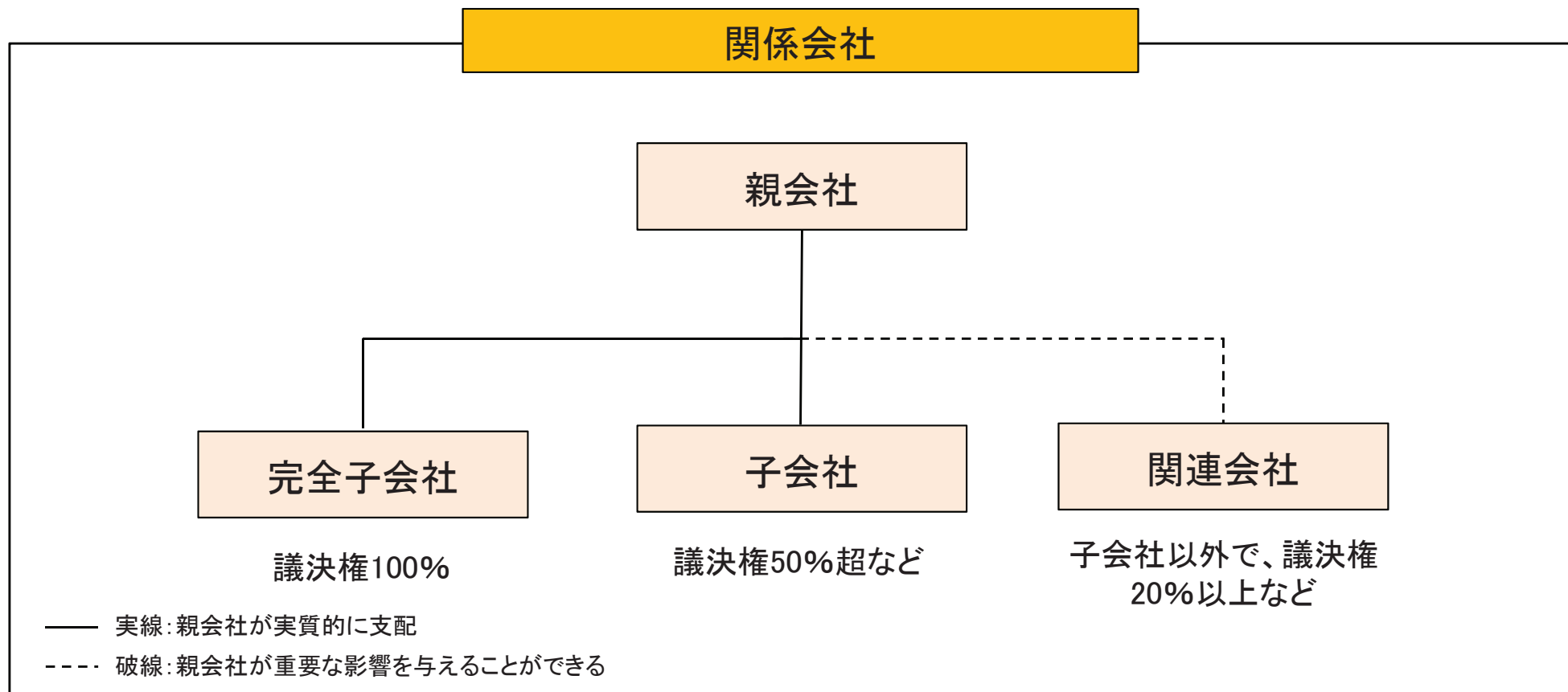
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ~ 十二の七の五 略

十二の七の六 完全支配関係 一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係(以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。)又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

十二の七の七 ~ 四十四 略

(参考)企業グループのイメージ

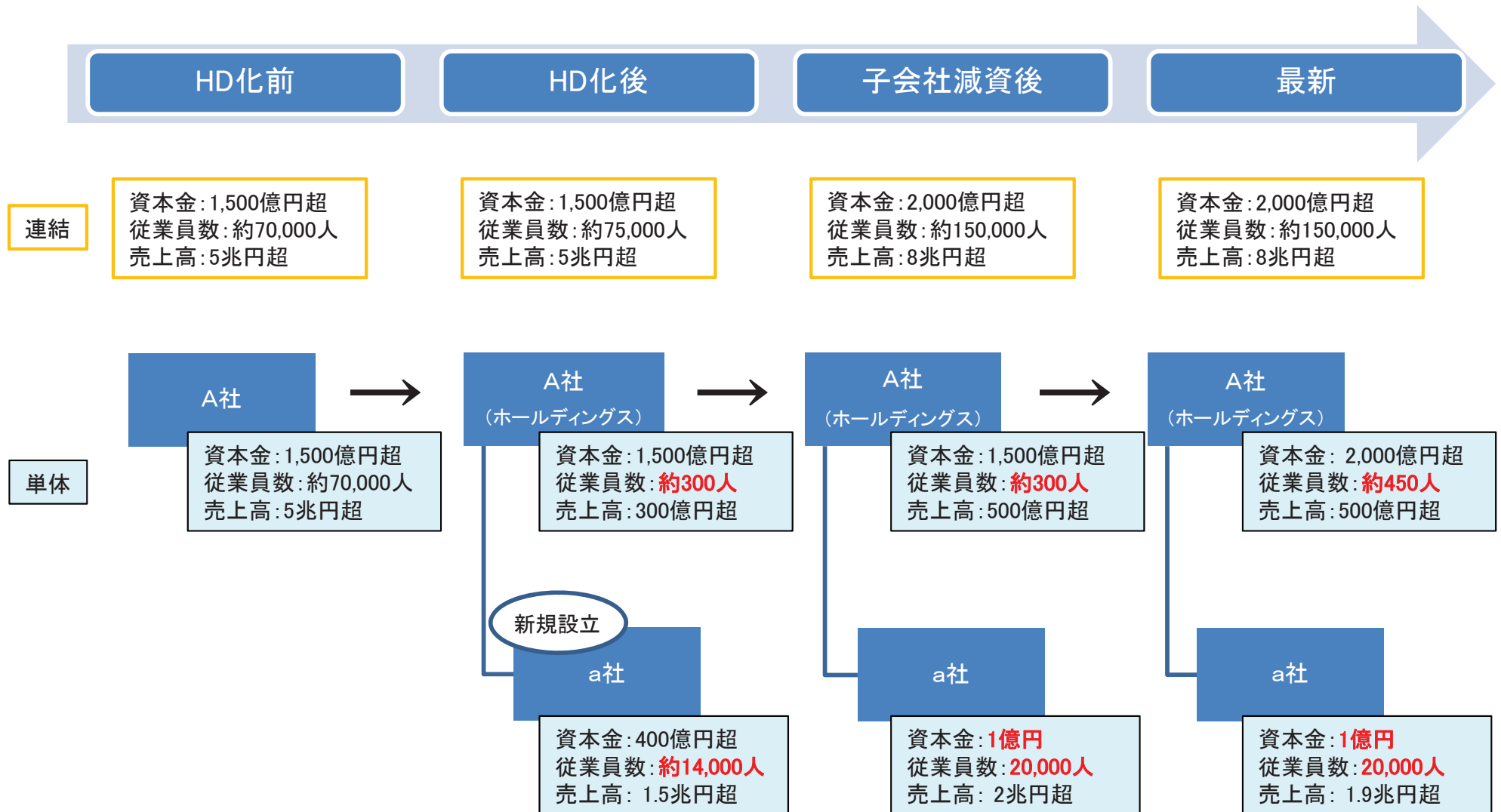


会社法などを参考に作成

用語	定義
子会社	親会社が50%超の議決権を有する株式会社、親会社が財務及び事業の方針の決定を支配している会社等(会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項)
完全子会社	親会社が100%の議決権を有する法人(会社法第847条の3第2項第2号)
関連会社	会社が財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社等(会社計算規則第2条第3項第21号)
関係会社	親会社、子会社及び関連会社等(会社計算規則第2条第3項第25号)。

組織再編前後の企業形態の変化①

○ 下図は、企業がホールディングス化し、新規設立した子会社に事業の一部を承継した例である。当該子会社は、設立当初は資本金が1億円超であったが、後に資本金1億円に減資した。

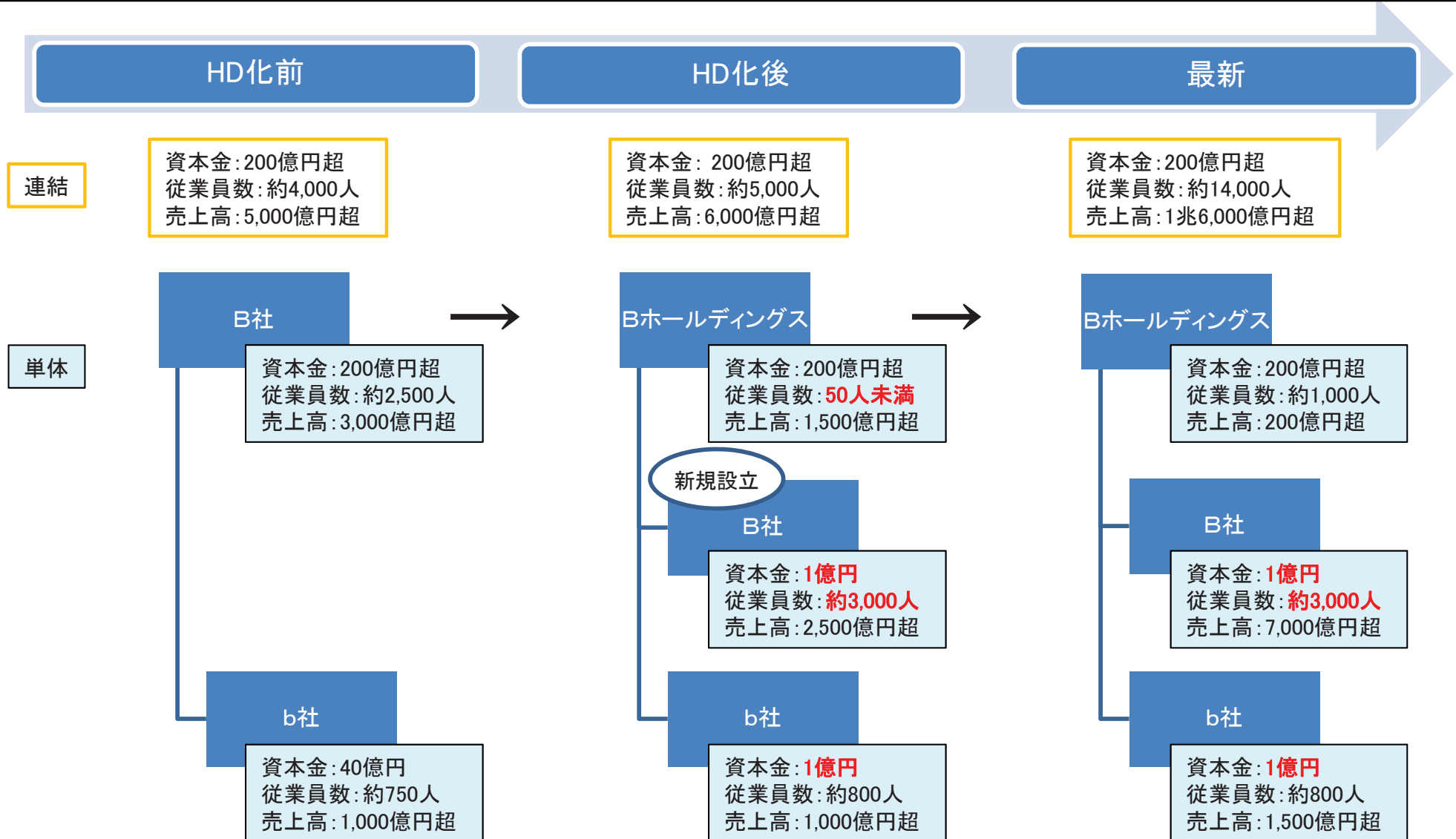


※ 上記は連結対象法人のうち、100%子会社の典型例について抜粋し、模式的に示したものである。

(出典) 東洋経済新報社「会社四季報」及び「会社四季報未上場会社版」並びに有価証券報告書を元に総務省作成

組織再編前後の企業形態の変化②

○ 下図は、企業がホールディングス化し、資本金1億円で新規設立した子会社に事業の一部を承継した例である。同企業は、ホールディングス化に併せて、既存の子会社の資本金も1億円で減資した。

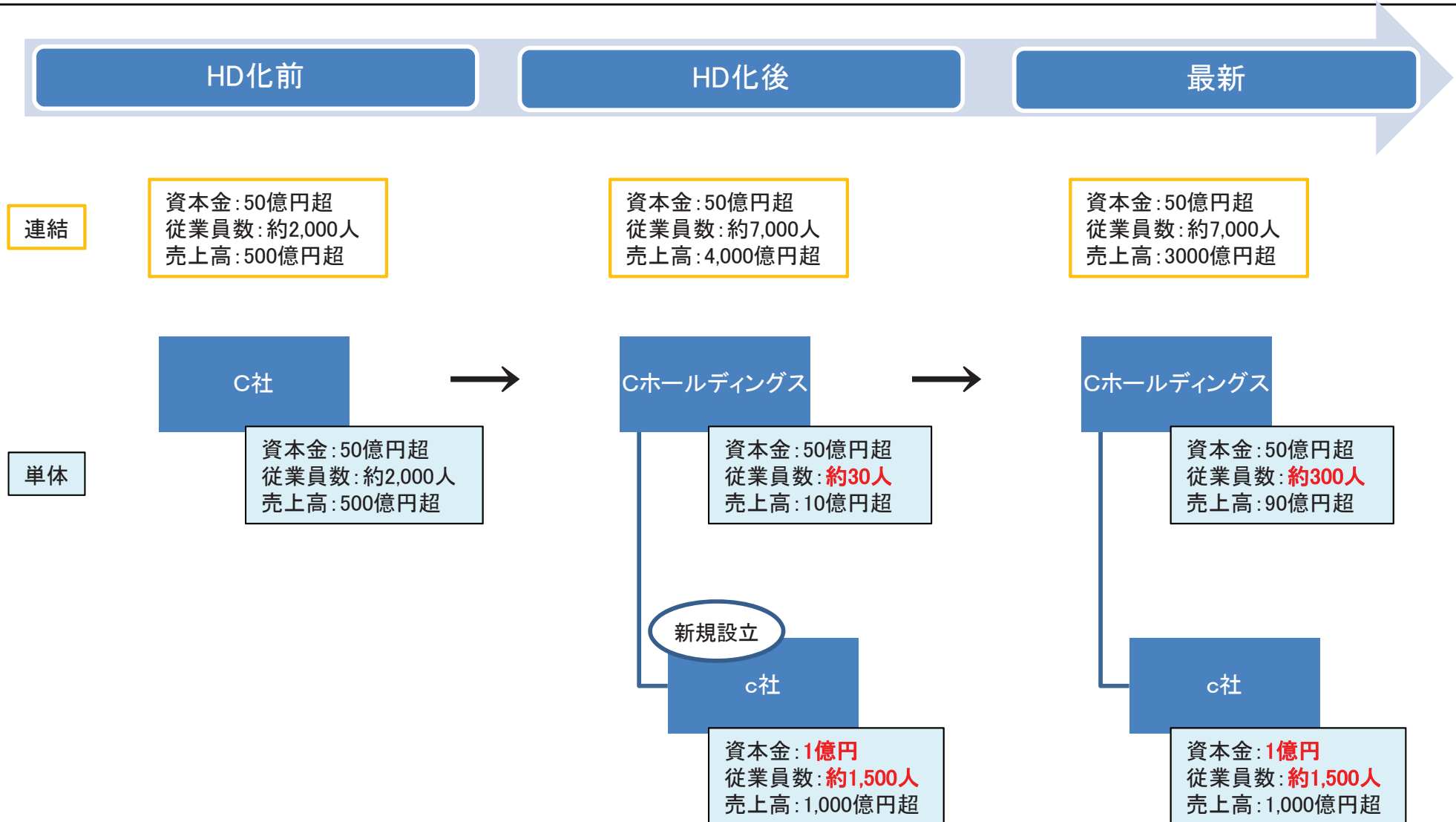


※ 上記は連結対象法人のうち、100%子会社の典型例について抜粋し、模式的に示したものである。

(出典) 東洋経済新報社「会社四季報」及び「会社四季報未上場会社版」並びに有価証券報告書を元に総務省作成

組織再編前後の企業形態の変化③

○ 下図は、企業がホールディングス化し、資本金1億円で新規設立した子会社に事業の一部を承継した例である。



※ 上記は連結対象法人のうち、100%子会社の典型例について抜粋し、模式的に示したものである。

(出典) 東洋経済新報社「会社四季報」及び「会社四季報未上場会社版」並びに有価証券報告書を元に総務省作成